町田市の色彩景観の形成にあたって

06

Color Scape Guidelines for Machida City

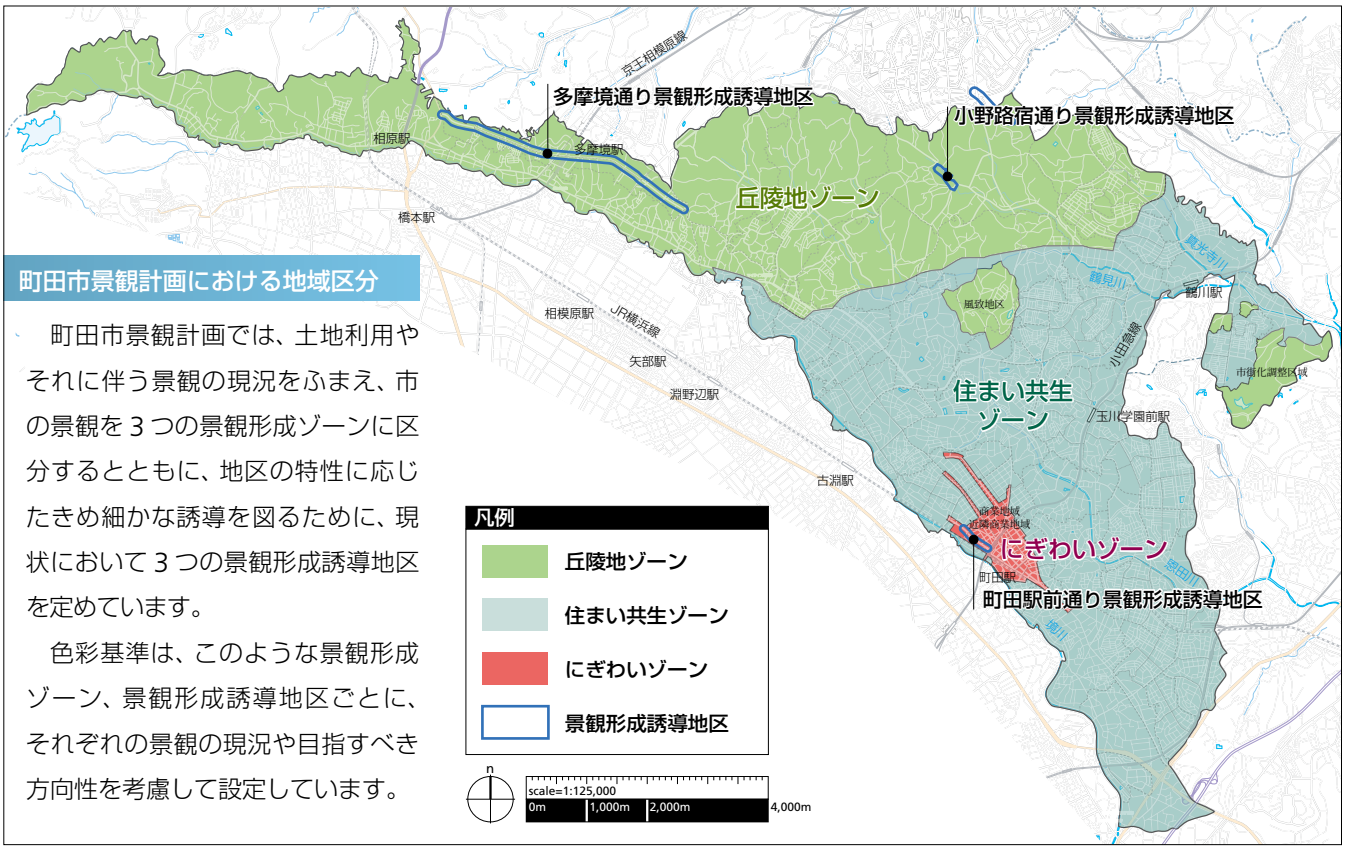

町田市景観計画における地域区分

町田市景観計画では、土地利用やそれに伴う景観の現況をふまえ、市の景観を３つの景観形成ゾーンに区分するとともに、地区の特性に応じたきめ細かな誘導を図るために、現状において３つの景観形成誘導地区を定めています。

色彩基準は、このような景観形成ゾーン、景観形成誘導地区ごとに、それぞれの景観の現況や目指すべき方向性を考慮して設定しています。

色彩基準の適用部位・面積の考え方

色彩基準は、主に、建築物等の外観のうち、大きな面積を占める基本色に適用されるものです。

一方、外観の強調やアクセントとして用いる色彩も景観に大きな影響を与える場合があります。まち並みとの調和や基本色との調和、面積や位置のバランスなどを充分に考慮して用いるよう検討して下さい。

色彩基準の適用部位・面積の考え方（イメージ）

色彩基準の部位名称とその要件

部位名称	面積・要件
外壁基本色	外壁各面の4/5以上は、基本色の基準に適合した色彩を用いてください。
強調色	外壁に表情をつける場合など、外壁各面の1/5以下の範囲で、強調色の基準に適合した色彩を用いることができます。
屋根色	勾配屋根の場合は、屋根色の基準に適合した色彩を用いてください。
アクセント色	外壁のアクセントとして、視覚的、心理的に情報性を持った色彩を用いる場合は、外壁各面の1/20以下の範囲で用いることができます。色彩の使用可能範囲は定めていません。

色彩基準の適用除外の考え方

以下の建築物等の色彩は、本ガイドラインの適用除外として、制限範囲外の色彩も用いることができるものとします。

- **工作物の色彩については、建築物の外壁基本色の基準と同様にします。ただし他の法令で使用する色彩が定められているもの、トラス構造物等で壁面と認識できないものについてはこの限りではありません。**
- **建築物の屋根にあっては無釉（むゆう）の和瓦、銅板、草葺きによるものの色彩、建築物の外壁等及び工作物にあっては着色していない木材、土壁、ガラス、レンガ等の材料によって仕上げられる部分の色彩についてはこの基準を適用しないことができます。**
- **市民と馴染みが深い地域のイメージの核となるもの、地域のランドマークの役割を果たしているもの、その他良好な景観の形成に貢献するなど、本計画の実現に資する色彩計画については、景観審議会等の意見を聴取した上で、この基準によらないことができます。**